労働災害発生状況（小松労働基準監督署管内）

注：新型コロナウイルス感染症を除いた人数

図１　年別労働災害発生状況の推移（単位：人）

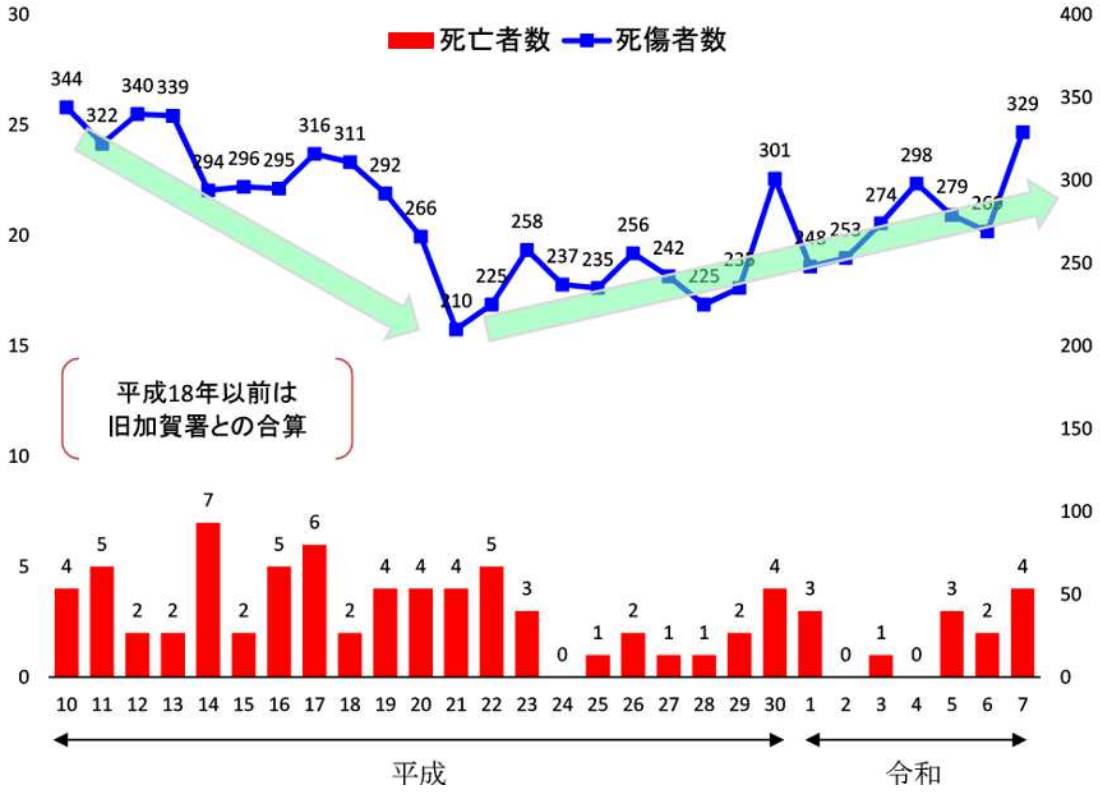
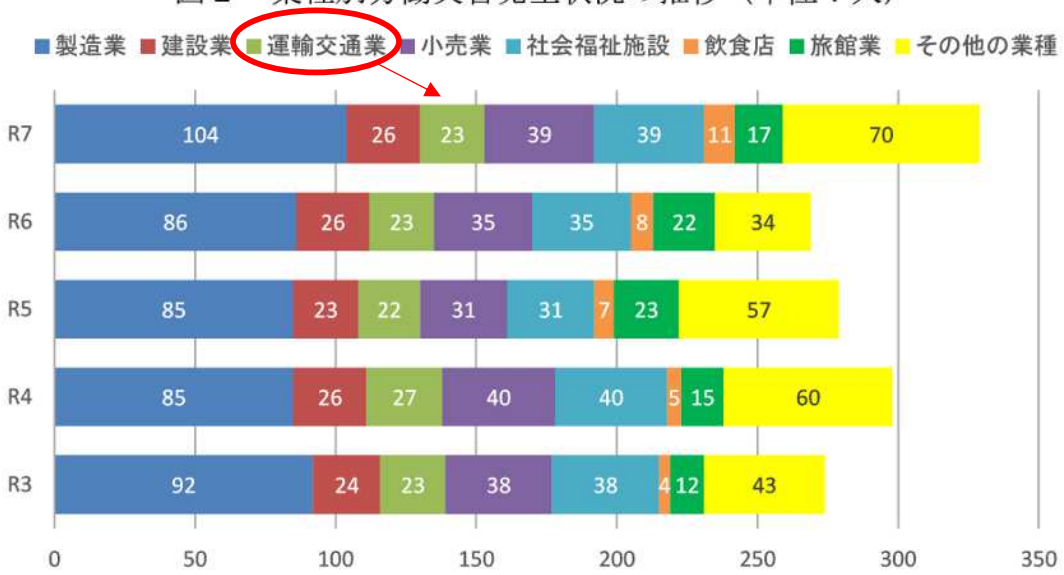
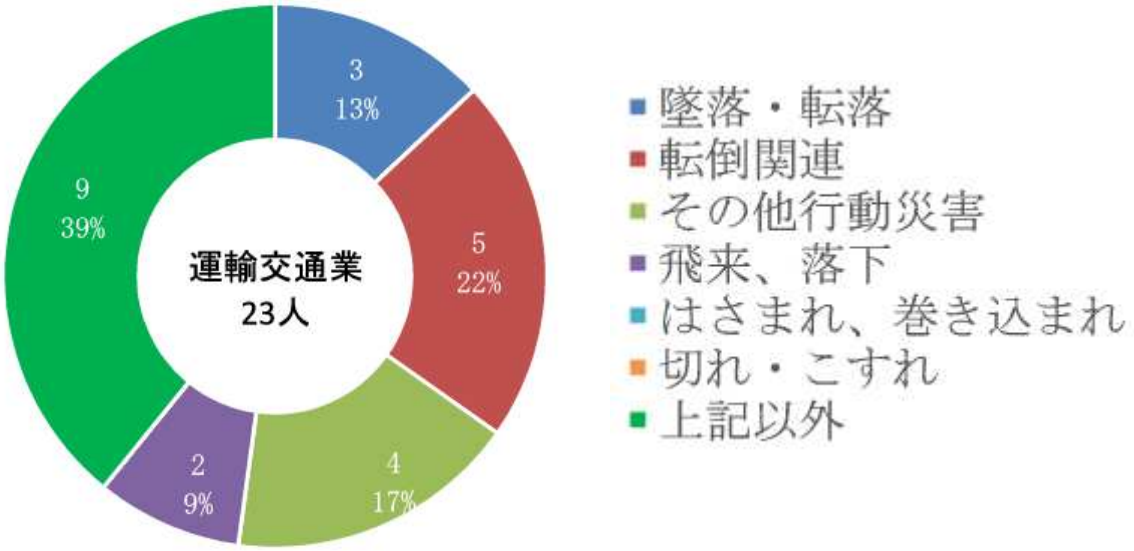


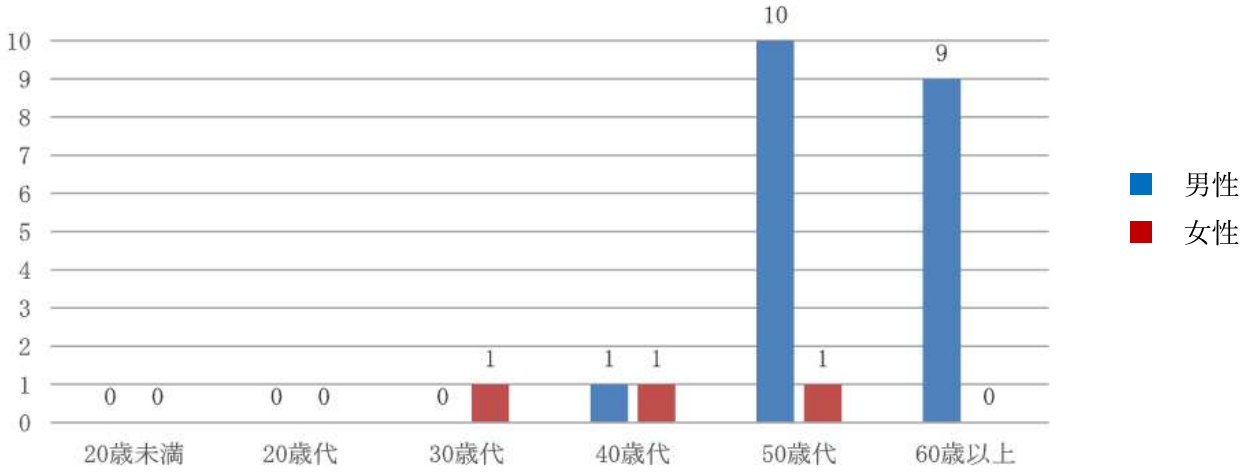
図２　業種別労働災害発生状況の推移（単位：人）



労働災害の概況（令和７年、運輸交通業、小松労働基準監督署管内）

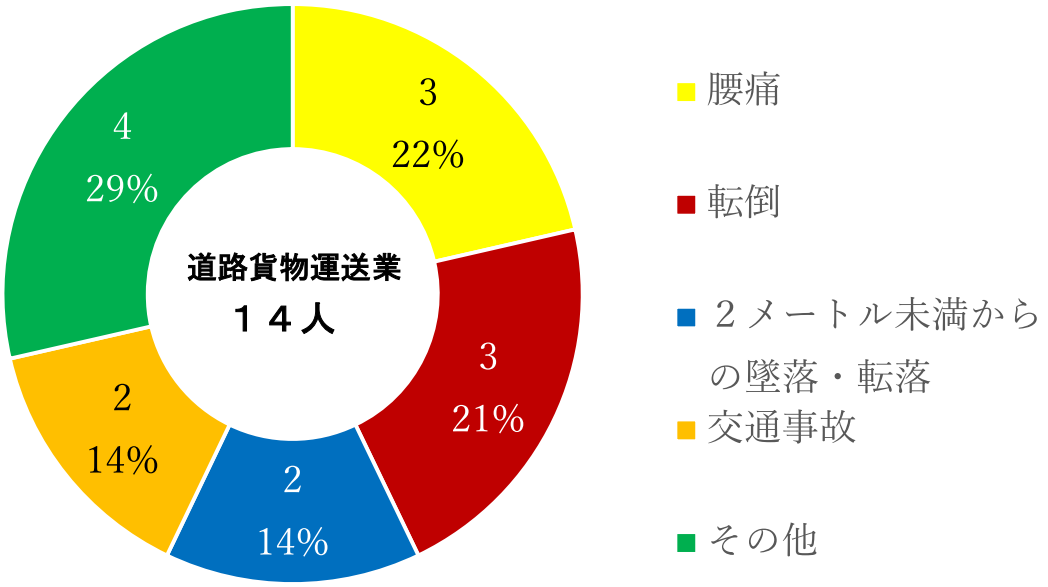
注：新型コロナウイルス感染症を除いた人数

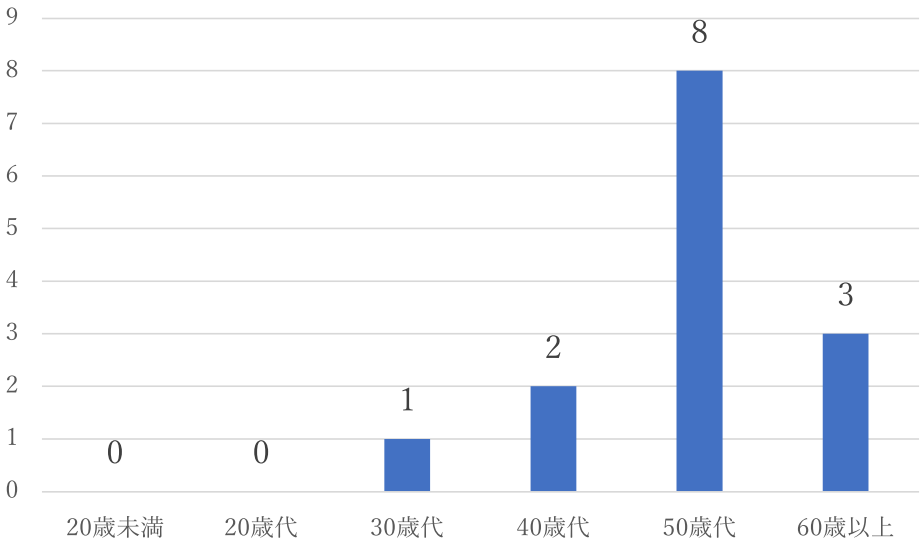




労働災害の概況

（令和８年９月末現在、道路貨物運送業、小松労働基準監督署管内）





荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

いつもの作業の少しの不具合が、重大事故につながります

■トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

足を滑らせてリアバンパーから転落



テールゲートリフターから転落



必ず保護帽を着用しよう
荷台へのステップなど昇降設備を設けましょう

■トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害

固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下



ドラム缶とともに転落。ドラム缶が被災者に直撃



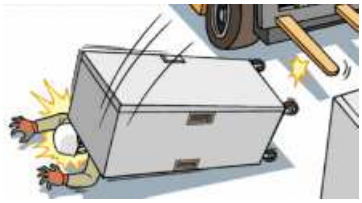
荷崩れしないよう、積み付け時に、適切な固定・固縛を行いましょう

■フォークリフト使用時における死亡災害

歩行者立入禁止エリアにいた被災者がフォークリフトと接触



フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者がコールドロールボックスパレットの下敷きに



フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールをしっかり守りましょう

■トラックの 無人暴走による 死亡災害

坂道で動き出した無人トラックを 止めようとして轢かれる



積雪路面で無人トラックが動き出し住宅ガレージの支柱に挟まれる



降車時には必ず逸走防止措置（パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め）を実施しましょう

■トラック後退時 における 死亡災害

トラックの後退誘導時にトラックと電柱に挟まれる



トラックの荷役作業指示中に 後退してきた別のトラックに接触



後退誘導のルールを定めましょう
トラックを後退させるのは後方確認ができるときだけにしましょう

荷役作業を安全に行えるよう、床の凹凸をなくしたり、明るくしたり、整理整頓を行うなどの基本的な対策も大切です

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインをご活用ください

荷役作業安全ガイドラインのあらまし　［令和５年３月改訂版］

～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

厚生労働省では、陸運業の労働災害の状況を踏まえ、その荷役作業における労働災害を減少させるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号。以下「ガイドライン」という。）を策定し、**陸運事業者及び荷主等（「荷主、配送先、元請事業者等」をいう。）がそれぞれ取り組むべき事項を示しています。**

（陸運業の労働災害の状況）

① 労働災害に占める陸運業の労働災害の割合が増加していること

② 荷役災害が約 65%を占めること

③ そのうち約 70%が荷主等の事業場で発生していること

以下にガイドラインのあらましを紹介します。主に陸運事業者の取り組むべき事項を記載し、関係する「荷主等の実施事項」をその下に囲みで記載しています。

（注）ガイドラインの全文は当協会のホームページをご覧ください。http://www.rikusai.or.jp/

1　関係者の責務

(1) 陸運事業者の責務等

ガイドラインを指針として、荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努めるものとします。荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項等を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めるものとします。

(2) 荷主等の責務

ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとします。

2　安全衛生管理体制の確立等

(1) 「荷役災害防止担当者」の指名

ア　荷役災害防止担当者を指名し、荷役災害防止対策に取り組ませること。

イ　指名した担当者に荷役災害防止に必要な教育を実施すること。

【荷主等の実施事項】
- 荷役災害防止担当者を指名。陸運事業者の荷役災害防止担当者の災害防止措置に連携した取組実施。
- 指名した担当者に荷役災害防止に必要な教育を実施。

(2) 荷役災害防止対策の計画的な推進

ア　荷役災害防止を踏まえ、安全衛生方針の表明、目標の設定を行うこと。

イ　安全衛生目標を達成するため、次の事項を含む安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善をＰＤＣＡサイクルとして継続的に実施すること。

① 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項

② 安全衛生教育の実施に関する事項

③ 荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項

④ 腰痛予防等の健康管理に関する事項



ウ　荷役作業についてリスクアセスメントを実施する。

【荷主等の実施事項】
荷主等による安全衛生方針の表明、目標の設定、安全衛生計画の策定に当たっては、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について盛り込むこと。

(3) 安全衛生委員会等

ア　安全衛生委員会等において、荷役災害防止について調査審議すること。

イ　反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置し、下記 5(3)に例示する事項等（安全衛生協議事項）について協議すること。

【荷主等の実施事項】
- 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害防止を調査審議。
- 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、5(3)の事項等を協議。

3　荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策



ア　運送の都度、荷主等の事業場における荷役作業の有無を事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。

イ　荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。

ウ　荷役作業場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護帽、安全靴等を着用させること。

作業環境管理

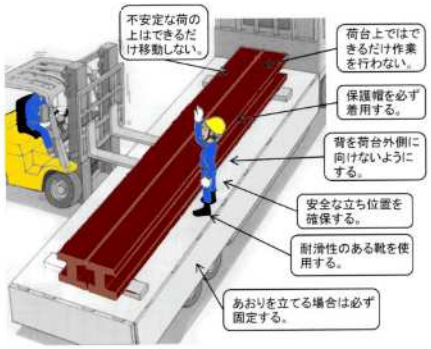
エ　荷役作業場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等の使用に必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ風雨が当たらない荷役作業場所の確保、安全通路の確保等に努めること。

　また、安全に荷役作業を行える状態を保持すること。

オ　陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めること。

【荷主等の実施事項】
- アに関し、荷役作業の有無を陸運事業者に通知すること。事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。
- 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮し、着時間の弾力的な設定を行うこと。
- エについて実施すること。
- 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が、荷主等の事業場において混在して作業を行う場合に、作業間の連絡調整を行うこと。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策



ア　荷役作業を行う労働者に、ガイドラインで示された「墜落・転落災害防止のための事項」（別表 1）を遵守させること。

イ　荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。

ウ　貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。

エ　タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

【荷主等の実施事項】
- 荷主等が管理する施設において、できるだけプラットホーム、墜落防止柵、安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設・設備を用意すること。
- 荷主等が管理する施設において、エの作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

荷主の協力が特に必要

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策



フォークリフト、クレーン等、コンベヤー、テールゲートリフター、ロールボックスパレット等による労働災害を防止するため、ガイドラインで示されたそれぞれの対策（別表 2、3、4、5、6）を講じること。

【荷主等の実施事項】同様にガイドラインで示されたそれぞれの対策（別表 2、3、4、5、6）を講じること。

(4) 転倒による労働災害の防止対策

ア　荷役作業を行う労働者に対し、ガイドラインで示された「転倒災害防止のための事項」を遵守させること。

イ　荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。

ウ　荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。

エ　荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。

オ　持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。

【荷主等の実施事項】
- 荷主等が管理する施設において、ウ、エを実施すること。
- 台車等を用意すること。

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策



ア　職場における腰痛予防対策指針で示された各対策を講じること。

イ　荷役作業を行う労働者に対し、ガイドラインで示された「動作の反動・無理な動作による労働災害防止のための事項」（別表 7）を遵守させること。

ウ　人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

エ　職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

【荷主等の実施事項】
- 荷主等が管理する施設において人力荷役をする場合は、ウを実施すること。
- エについて配慮すること。
- 陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させること。
- 台車等を用意すること。

(6) その他の労働災害の防止対策

ア　荷役作業を行う労働者に対し、ガイドラインで示された事項（別表 8）を遵守させること。

イ　崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

【荷主等の実施事項】
荷主等が用意したパレットについて、イを実施すること。





4　荷役作業の安全衛生教育の実施

(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育

陸運事業者は、荷役作業を行うことになる労働者に対し、雇入れ時教育等を行う際に、ガイドラインで示された事項について安全衛生教育を実施すること。なお、既に荷役作業に従事している陸運業の労働者であって、これらの教育を受けていない労働者についても同様であること。

ア　荷役運搬作業における積卸し作業（ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。）の知識
イ　荷の種類等
ウ　荷役運搬機械等の種類
エ　使用器具及び工具
オ　作業箇所の安全確認
カ　服装及び保護具
キ　反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の事業場の構内における荷役作業がある場合には、当該構内において留意すべき事項



【荷主等の実施事項】
荷主等の労働者が運転する荷役運搬機械により、陸運事業者の労働者が被災することのないよう、労働者に荷役運搬機械の安全衛生教育を行うこと。

(2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得

ガイドラインで示された各種の資格等（別表 9）について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進すること。

(3) 作業指揮者等に対する教育

以下の作業指揮者等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進すること。

ア　車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
イ　積卸し作業指揮者教育
ウ　危険予知訓練
エ　リスクアセスメント教育
オ　腰痛予防管理者教育

【荷主等の実施事項】（運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知）
運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。
（注）改善基準告示：「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号）」～貨物自動車運転者について、拘束時間、運転時間の上限等を定めたもの。

(4) 日常の教育

陸運事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、上記２において労働者に遵守させる必要があるとした事項について、繰り返し教育を行い、その徹底を求めること。こうした教育においては、災害事例を用いるほか、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うこと。



5　陸運事業者と荷主等との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にするよう、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

【荷主等の実施事項】
- 上記の書面契約の締結を推進すること。
- 配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多い。この場合、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。


安　全　作　業　連　絡　書

(2) 荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整

上記(1)のとおり、運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかについて事前に確認すること。確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を、「安全作業連絡書（参考例）」等を使用して把握するとともに、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認すること。

【荷主等の実施事項】
陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書（参考例を参照）の内容を通知すること。

(3) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置



荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復・定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。

具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先における休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

【荷主等の実施事項】　上記安全衛生協議組織設置の取組を実施すること。

6　自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成すること。

【荷主等の実施事項】
陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

7　陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うこと。

【荷主等の実施事項】
上記を実施することが適当であること。

別表１　墜落・転落災害防止のため労働者が遵守する事項

① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。
② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（一度地面に降りて移動すること。）。
③ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること。
④ 要求性能墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合は、要求性能墜落制止用器具を使用すること。
⑤ 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を着用すること。
⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。
⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。
⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Ｆマーク）を使用すること。
⑨ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。
⑩ 最大積載量が２ｔ以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が２ｔ未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。
⑪ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の４点のどれかを動かす時に残り３点で確保しておくこと）を実行すること。

別表２　フォークリフトによる労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア　フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。 イ　所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。 ウ　作業計画を作成すること。 エ　労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。 オ　フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、別表 2-1 の事項を遵守させること。 カ　構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。 キ　通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。 ク　フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。	ア　陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認すること。 イ　所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。 ウ　陸運事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。 エ　荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。 オ　荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示すること。 カ　荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。 キ　荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

別表 2-1 労働者の遵守事項

① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
② 荷崩れ防止措置を行うこと。
③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、要求性能墜落制止用器具の使用等の墜落防止措置を講じること。
⑦ 急停止、急旋回を行わないこと。
⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
⑨ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。

別表３　クレーン等による労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア　クレーン等の運転は、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。 イ　所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。 ウ　クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。 エ　移動式クレーンについては、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を運転者に周知すること。また、移動式クレーンを	ア　陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合は、つり上げ荷重に合った資格を有していることを確認すること。 イ　所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。 ウ　荷主等の労働者が運転するクレーン等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にクレーン等による荷役作業に関し、必要な安全

設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。 オ　移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設すること。 （注）クレーン等とは「クレーン、移動式クレーン」のことです。	教育を行うこと。 エ　荷主等が管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくこと。 オ　荷主等の管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。

別表４　コンベヤーによる労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア　コンベヤーを使用して荷役作業を行う労働者に対し、別表 4-1 の事項を遵守させること。 イ　通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設けること。 ウ　ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。 エ　コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。	ア　荷主等が管理する施設において、通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所は、踏切橋等を設けること。 イ　荷主等が管理するコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。 ウ　荷主等が管理するコンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

別表 4-1　労働者の遵守事項

① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。（コンベヤーをまたがないこと。）
② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。
③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。

別表５　テールゲートリフターよる労働災害の防止対策

【陸運事業者の実施事項】
ア　テールゲートリフターの操作は、特別教育を受講した労働者に行わせること。
イ　作業開始前及び定期にテールゲートリフターを点検すること。
ウ　テールゲートリフターを用いて荷役作業を行う労働者に、別表 5-1 の事項を遵守させること。

別表 5-1　労働者の遵守事項

① ロールボックスパレットをテールゲートリフターに積載する際は、キャスターストッパー、歯止め等の逸走防止措置を講ずること。特に、いわゆるU字型ロールボックスパレット（前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっているもの。）については、短辺側をストッパーに当てると斜め配置になる等の、キャスター旋回による転倒や荷崩れ等のリスクがあるため、逸走防止措置を確実に講ずること。
② 床下格納式テールゲートリフターは、折り畳み部周辺の側部ストッパーに隙間が生じることから、床下格納式テールゲートリフターを使用してロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）の積載の作業を行うに当たっては、当該隙間から同ロールボックスパレット等の車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。

別表６　ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア　ロールボックスパレット等を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、別表 6-1 の事項を遵守させること。 イ　ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。 ウ　ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。 エ　ロールボックスパレットに不具合があった場合は、速やかに所有者または荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。 オ　最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。	ア　荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。 イ　荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。 ウ　荷主等がロールボックスパレットに荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。 エ　荷主等は、自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。また、陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。







別表 6-1　労働者の遵守事項

① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。
② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。
③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。
④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。
⑤ ロールボックスパレット等を移動させないときは、必ずキャスターストッパーを使用すること。ロールボックスパレット等にキャスターストッパーが備わっていない場合は、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずること。
⑥ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。
⑦ 停止するときやカーブを曲がる場合は、２m程前から減速すること。
⑧ 重量が重いロールボックスパレット等は、２人で押すこと。
⑨ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

別表７　動作の反動、無理な動作による労働災害防止のため労働者が遵守する事項

① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。
② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと。
③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと。
④ 重量の重い荷は、２人以上で扱うこと。
⑤ できるだけ台車等を使用すること。

別表８　荷役作業を行う労働者が順守する事項

① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行うこと。
③ あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止すること。
⑤ 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。

別表９　労働安全衛生法に基づく資格等

ア　フォークリフト
(ｱ) 最大荷重１トン以上のフォークリフト（技能講習）
(ｲ) 最大荷重１トン未満のフォークリフト（特別教育）
(ｳ) フォークリフト運転業務従事者教育（危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（以下「安全衛生教育指針公示」という。）に基づく教育）
イ　フォークローダー
(ｱ) 最大荷重１トン以上のフォークローダー（技能講習）
(ｲ) 最大荷重１トン未満のフォークローダー（特別教育）
ウ　クレーン等
(ｱ) つり上げ荷重が５トン以上のクレーンの運転（免許）
(ｲ) つり上げ荷重が５トン未満のクレーンの運転（特別教育）
(ｳ) つり上げ荷重５トン以上の移動式クレーンの運転（免許）
(ｴ) つり上げ荷重１トン以上５トン未満の移動式クレーンの運転（技能講習）
(ｵ) つり上げ荷重 0.5 トン以上１トン未満の移動式クレーンの運転（特別教育）
(ｶ) つり上げ荷重１トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務（技能講習）
(ｷ) クレーン運転士安全衛生教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）
(ｸ) 移動式クレーン運転士安全衛生教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）
エ　テールゲートリフター
　貨物自動車に設置されているテールゲートリフター（特別教育）

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。
特別教育については令和６年２月から、それ以外の規定は令和５年10月から施行されます。

改正のあらまし

① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量５トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量２トン以上５トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育４時間、実技教育２時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

① 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1 施行

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

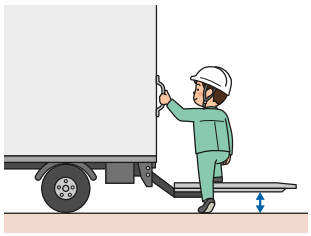
荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
床面から荷の上又は荷台までの**昇降設備の設置**	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

①最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

②最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

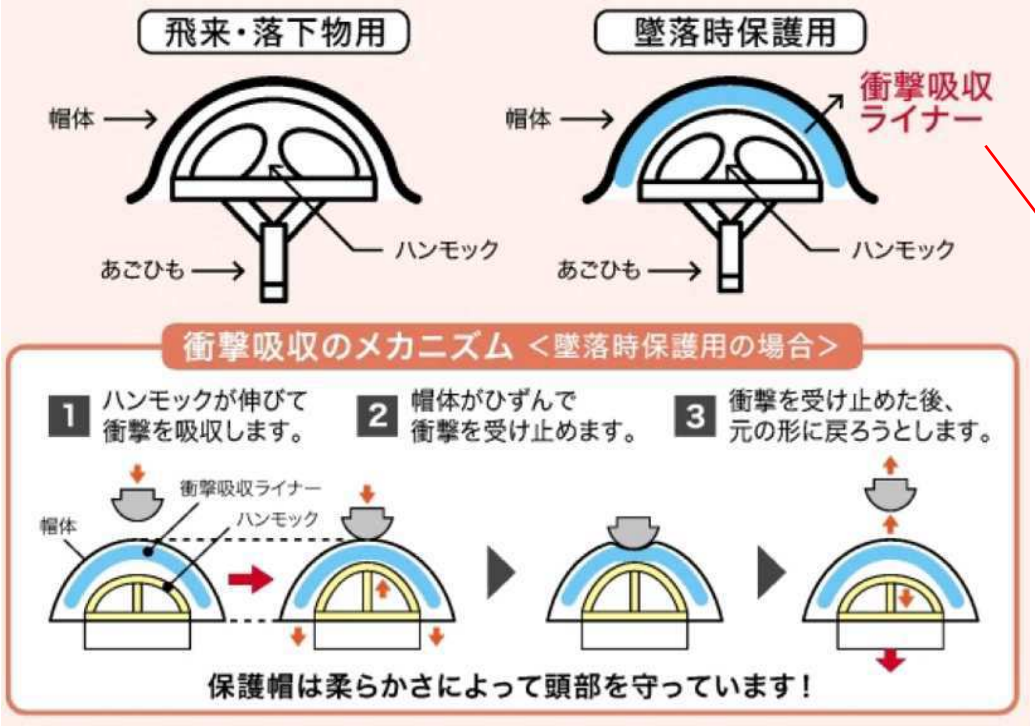
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
墜落による危険を防止するための**保護帽の着用**	△	●（上記①②） △（上記以外）	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

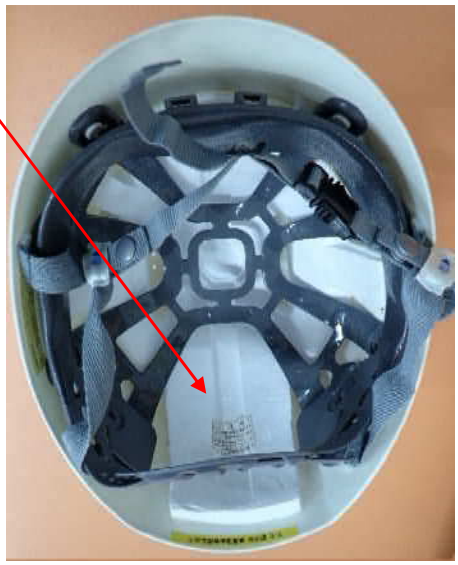
※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

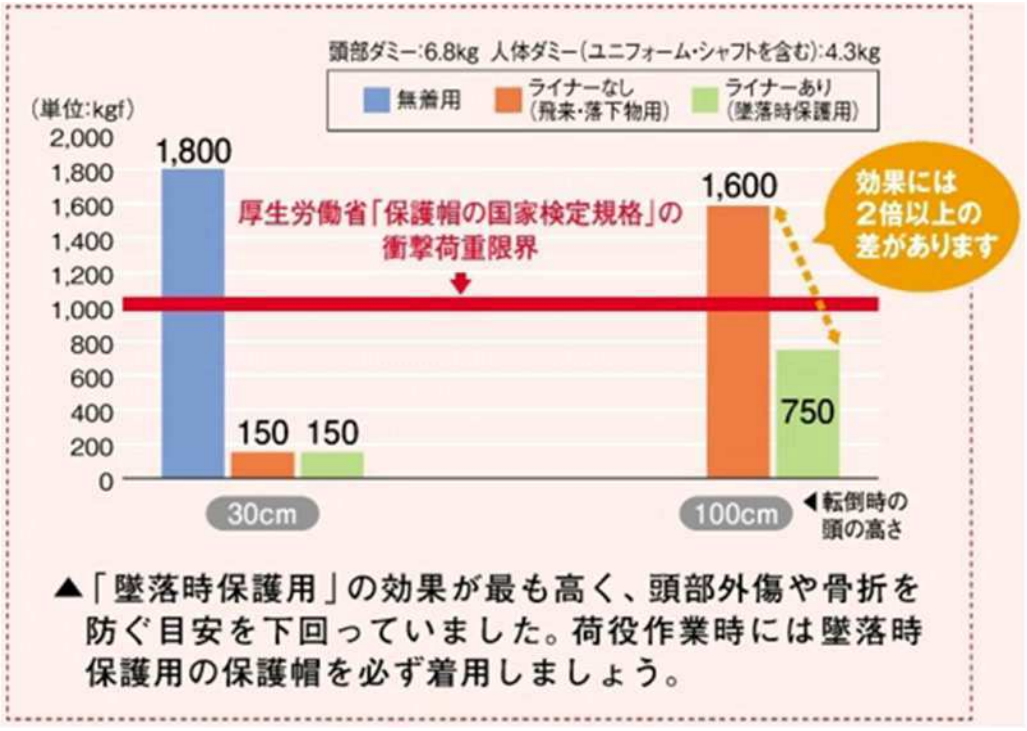
保護帽（ヘルメット）の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第 42 条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来･落下物用」「墜落時保護用」「感電用」の３種類があり、高所作業では帽体内部に「衝撃吸収ライナー」と呼ばれる衝撃吸収材を備えた**墜落時保護用**を使用する必要があります。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」「飛来･落下物用」「墜落時保護用」の３種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。１００ｃｍから墜落したときの効果には２倍以上の差があり、飛来･落下物用では効果が不十分なことが分かりました。







ヘルメットの耐用年数

材質	廃棄・交換規準
ABS、PC, PE 製	異常が認められなくとも３年以内
FRP 製	異常が認められなくとも５年以内
着装体	異常が認められなくとも１年以内

※(一社)日本ヘルメット工業会による

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1 施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作※の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。
また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャスターストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2時間

【一部省略できる者】

① **施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。**
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可

②**「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。**
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

③ **陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。**
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせください。

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1 施行

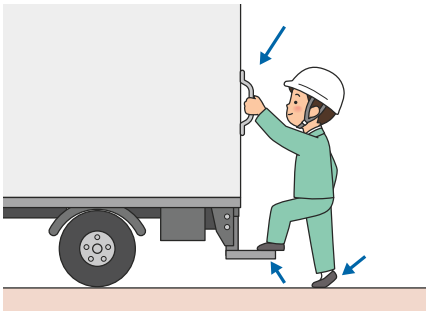
走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

昇降設備の留意事項について

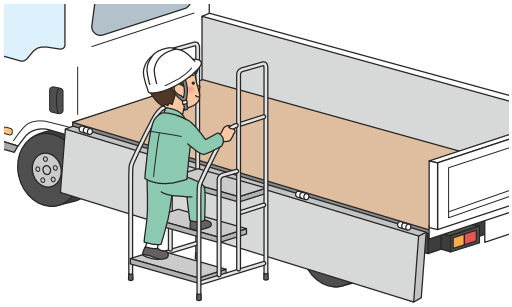


〈墜落のリスクが高い〉　〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



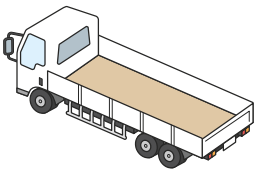
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



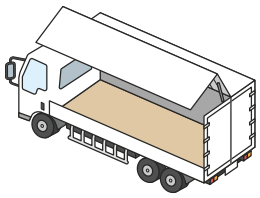
可搬式の踏み台等の例

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量２トン以上５トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

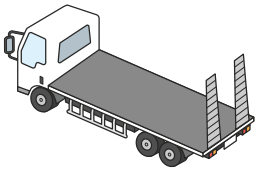


平ボディ車



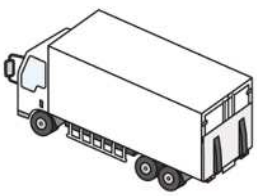
ウイング車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）



建機運搬車

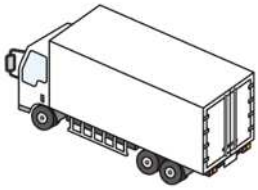
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量５トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

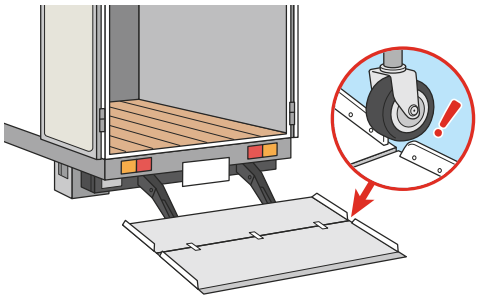


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

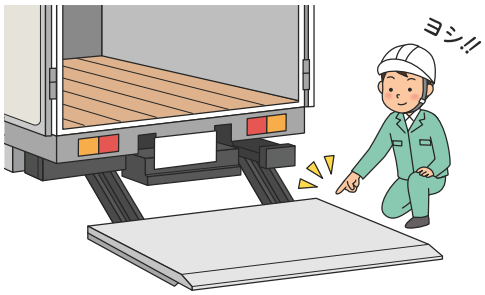
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



[点検項目の例]

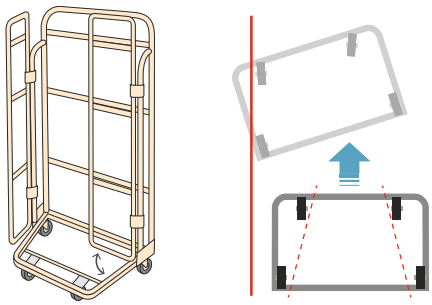
①正常に動作するか、異音がないか
②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
④スイッチは正常に動作するか､電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、
以下のガイドラインを公表しております。
法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても
積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。

▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。

▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年（2024年）4月からトラック運転者の改善基準告示を改正！

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前（年換算） 3,516時間	改正前（月換算） 原則：293時間 最大：320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則：3,300時間 最大：3,400時間	改正後 原則：284時間 最大：310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- 納品時間の指定を柔軟にする
- 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- 積込場所を分散し１か所当たりの車両台数を減らす
- パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人全日本トラック協会（2019/08）

改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、
厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■ 労働基準監督署一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署　所在案内　検索

（2023.6）

高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

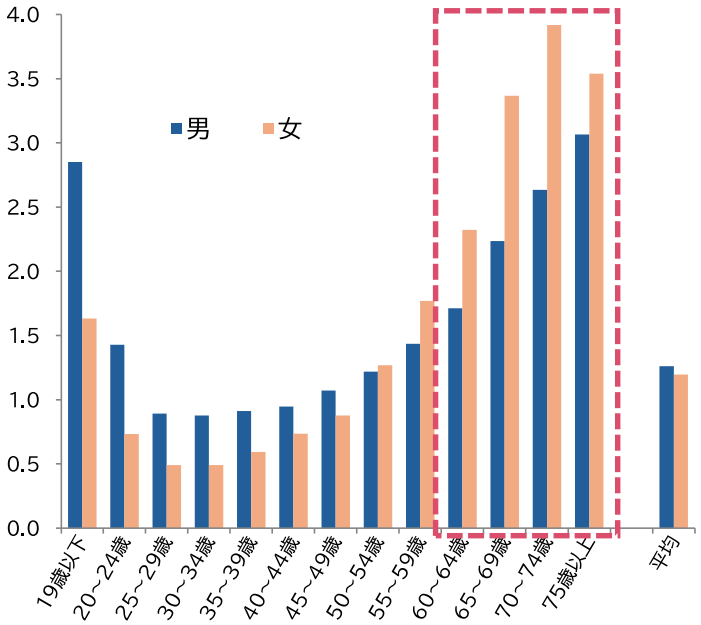
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第３３号）により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和８年２月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

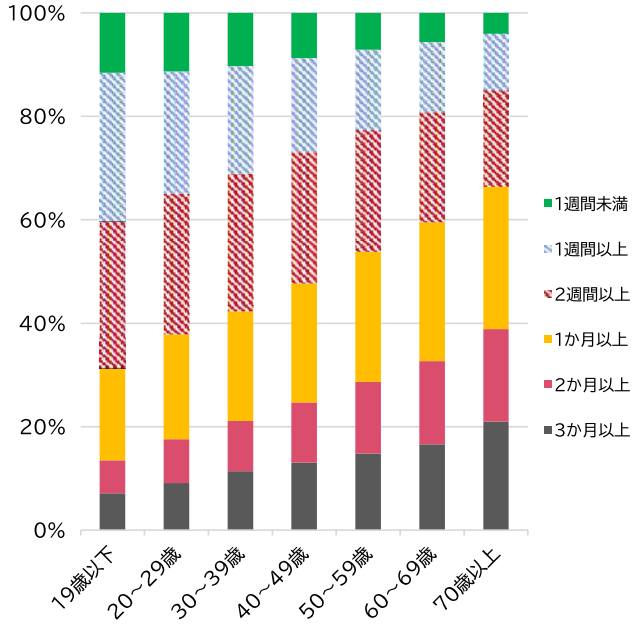
このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、**労働災害の発生率が高く**、災害が起きた際の**休業期間が長い傾向**があります。



年齢層別労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）（R6）



年齢層別労働災害による休業見込み期間（R6）

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組み**が重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

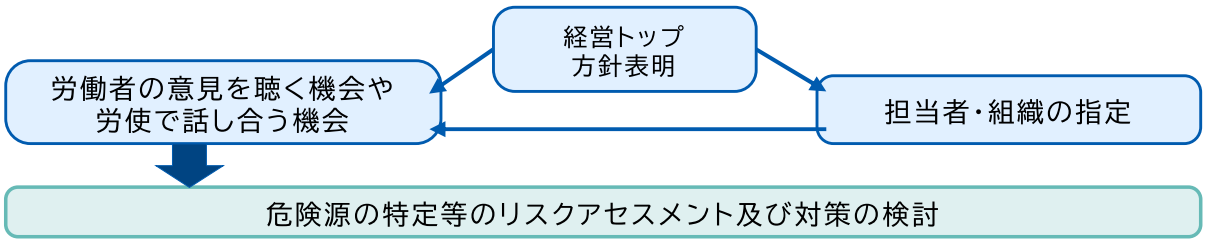
事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

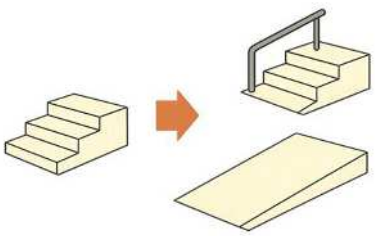
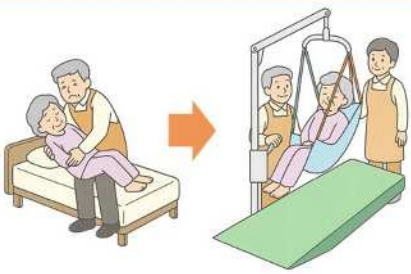
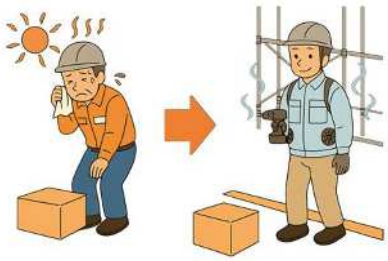
ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、**身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）**と**高年齢者の特性を考慮した作業管理**を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
		
階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	体温を下げるための機能のある服などの導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、**高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）**についても検討しましょう。

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

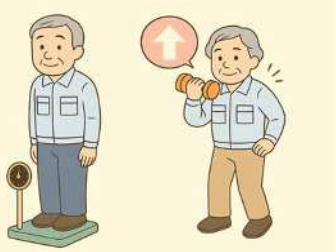
健康状況・体力の状況の把握

- 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に**高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施**しましょう。**※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。**

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、**体力チェックは青年、壮年期から開始すること**が望ましいです。また、**体力チェックが高負荷になりすぎないよう十分配慮**します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価 セルフチェック表	全身持久力の 評価方法	新体力テスト
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	スポーツ庁



4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- 管理監督者へは、**高年齢者の作業に無理がないかを把握する重要性**を教育します。
（高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- 教育の計画を立案する際に、**複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項**の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、**高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置**を講ずるように努め、個々の労働者は、**自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ること**を理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の**中小企業安全衛生サポート事業**を、補助金については厚生労働省で実施する**エイジフレンドリー補助金**を、社会的評価を高める仕組みについては**SAFEアワード**等を活用することができます。

中小企業安全衛生サポート事業	SAFEアワード

エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

エイジフレンドリー補助金

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- 1年以上事業を実施していること
- 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1　常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※2　医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！

令和10年 4月1日 スタート



ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケアを促す**とともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。



こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の**「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」**は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP
（ストレスチェック）

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。

都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：（全国統一ナビダイヤル）
0570－031050
受付時間：平日10：00～17：00
（土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト**「こころの耳」**では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。

ポータルサイト
「こころの耳」



（令和8年6月）

こんなお悩みありませんか？

荷役作業における労働災害防止措置について知りたい

災害が発生し、荷主等との再発防止対策の進め方等を知りたい



安全教育について知りたい

作業手順書（安全作業マニュアル）の作成方法を知りたい

安全管理士等が無料で個別コンサルティング!!（現場安全診断等）



※安全管理士又は安全衛生管理員は、労働災害防止に関する技術的な指導をする安全の専門家です

コンサルティングの流れ

① 労働基準監督署（労働局）から受診の勧奨があります。
② 事業場情報の提供の諾否を労働基準監督署（労働局）に連絡してください。
③ 安全管理士又は陸災防支部から電話で連絡があり、コンサルティングの日時を調整します。
④ 安全管理士又は安全衛生管理員が貴事業場等に赴き、コンサルティングを実施します（２時間程度）。必要と認められた場合は、災害発生場所の現場診断を行います。
コンサルティングに必要な労働災害発生状況等の書類をご準備いただきます。
⑤ コンサルティングの結果を通知します。
⑥ 陸災防支部に対応状況を報告してください。

問合せ先　陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）　石川県支部
〒920-0226　金沢市粟崎町4丁目８４番地10
TEL（０７６）－２３９－２３９３（平日：9:00-17:00）
FAX（０７６）－２３９－２２８７